

教保体第1103-1号

平成20年10月27日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の報告について（通知）

標記のことについて、平成20年10月23日付け疾第1270-4号で保健医療部疾病対策課長から別添（写し）のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

今年例年比インフルエンザの流行が早く、既に大阪府、栃木県及び東京都において学級閉鎖が報告されています。

本県においては、埼玉県感染症患者発生情報の平成20年第42週の状況によるとインフルエンザの患者はいませんでした。

厚生労働省「今冬のインフルエンザ総合対策について」はまだ出されていませんが、各校においては、例年にならって早めにインフルエンザ対策をとられるようお願いいたします。

なお、インフルエンザ様疾患による臨時休業を実施する場合には、「伝染病及び食中毒患者の発生報告について」（平成19年10月4日付け教保体第895号教育長通知、以下「通知」という。）に基づき迅速な報告をお願いします。

（参考）インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）に係る臨時休業の報告方法

1 県立学校の報告

- (1) 臨時休業実施前日までに通知の様式8により、FAXで県保健体育課及び保健所に速報すること。
- (2) 通知の様式8の記入に当たっては、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

2 市町村教育委員会の報告

- (1) 学校からの通知の様式8による速報に基づき、通知の様式9に記入し、臨時休業実施前日までにFAXで県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接速報すること。

なお、シーズン中、初めて学級閉鎖等を行う学校については、学級、学年、学校閉鎖のそれぞれの区分ごとに、学校名の先頭に「(新)」と記入すること。

(2) 通知の様式9の記入に当たっては、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

3 教育事務所の報告

通知の様式9については、市町村教育委員会から県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接FAXすることとなっているため、県保健体育課にはFAX送信する必要はないこと。

4 通知の様式8及び様式9について

別添のとおり

担当；県立学校部保健体育課
健康教育担当 謝村

TEL ; 048-830-6963

FAX ; 048-830-4971

Eメール ; a6960@pref.saitama.lg.jp

3Sチャレンジ (保健体育課からのメッセージ)
学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち

(写し)

疾第1270-4号
平成20年10月23日

教育局県立学校部保健体育課長 様

保健医療部疾病対策課長

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の報告について (依頼)

感染症対策の推進につきましては、日ごろ御協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件については、昭和48年9月20日付け衛情第102号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知「インフルエンザの防疫対策について」に基づき、従来から事業の実施について御協力をいただいているところですが、本年もインフルエンザの流行期を迎えるにあたり、流行状況を把握するための基礎資料として、より正確かつ迅速な県内での学級閉鎖等の発生状況を把握することになりました。

つきましては、「伝染病及び食中毒患者の発生報告について」(平成19年10月4日付け教保体第895号)の様式9による保健所あて速報の実施について、各市町村教育委員会へ周知していただきますようお願いいたします。

担 当：感染症対策担当 古島
TEL：048-830-3557
FAX：048-830-4809

様

学校名 _____

学校長名 _____

臨時休業について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

臨時休業の理由					
臨時休業の種類	1 学級閉鎖 2 学年閉鎖 3 学校閉鎖				
欠席児童生徒等の主な症状	1 発熱 2 頭痛 3 頭重 4 のどの痛み 5 咳 6 鼻水 7 鼻づまり 8 体がだるい 9 筋肉痛 10 関節痛 11 腹痛 12 はきけ 13 下痢 14 発疹 15 その他 ()				
学校の状況	在籍数	人	学年別学級数	計 組	
1 学級閉鎖					
閉鎖学級名	在籍数	閉鎖時欠席数	閉鎖期間	登校罹患者数	
年 組	人	人	月 日～ 月 日	人	
2 学年閉鎖					
閉鎖学年	学級数 (学年計)	在籍数 (学年計)	閉鎖時欠席数 (学年計)	閉鎖期間	登校罹患者数
年	組	人	人	月 日～ 月 日	人
3 学校閉鎖					
閉鎖学級数 (学校計)	在籍数 (学校計)	閉鎖時欠席数 (学校計)	閉鎖期間	登校罹患者数	
	人	人	月 日～ 月 日	人	
参考事項					

注1 伝染病による臨時休業を実施する場合は、この様式で臨時休業の前日までにファックスで速報後、速やかに文書で報告すること。ただし、インフルエンザ(インフルエンザ(疑))による臨時休業に係る文書報告については、省略してよいこと。
 2 インフルエンザ(インフルエンザ(疑))の場合のみ、「登校罹患者数」の欄に記入すること。
 3 この報告は、1種類の伝染病による臨時休業について記載すること。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等速報

報告	____月____日	____市町村教育委員会 担当	受理	県保健体育課 担当
				教育事務所 担当
				保健所 担当

1 学級閉鎖

学 校 名	閉鎖学級名	在籍数	閉鎖時 欠席数	閉鎖期間	主な症状 (下欄の番号)	登 校 罹患者数
	—	人	人	/ ~ /		人

2 学年閉鎖

学 校 名	閉鎖学年	学級数 (学年計)	在籍数 (学年計)	閉鎖時 欠席数 (学年計)	閉鎖期間	主な症状 (下欄の番号)	登 校 罹患者数
	年		人	人	/ ~ /		

3 学校閉鎖

学 校 名	学級数 (学年別) (学校計)	在籍数 (学校計)	閉鎖時 欠席数 (学校計)	閉鎖期間	主な症状 (下欄の番号)	登 校 罹患者数
		人	人	/ ~ /		人

主な症状	1 発熱 2 頭痛 3 頭が重い 4 のどが痛い 5 咳 6 鼻水 7 鼻づまり 8 体がだるい 9 筋肉痛 10 関節痛 11 腹痛 12 はきけ 13 下痢 14 発疹 15 その他 ()
------	---

注1 市町村教育委員会は、原則として閉鎖する前日までに、県保健体育課、教育事務所及び保健所へファックスにより送信すること。

2 登校罹患者数は、学級（学年・学校）閉鎖開始日の前日において、当該閉鎖学級（学年・学校）においてインフルエンザ様（いわゆる「かぜ」）症状を呈しつつ登校している児童生徒の人数とすること。

3 単学級の学級閉鎖については学年閉鎖として扱い、学年閉鎖の欄に記入すること。

4 シーズン中、初めて学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖を行う学校については、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖のそれぞれの区分ごとに、学校名の先頭に「(新)」を記入すること。

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防並びに
発生時の対応について（通知）

平成20年10月31日付け疾第1326-2号で、県保健医療部疾病対策課長及び食
品安全課長の連名で、別添（写し）のとおりノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中
毒の予防について通知がありました。

本年10月下旬には、県南及び県西部地域の小学校からノロウイルスによる感染性胃腸
炎による学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖の報告がありました。

このため、学校においては、ノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の防止を図
るため、下記ホームページから入手できるリーフレット「ノロウイルスに気をつけましょ
う」（食品安全課ホームページ）、「ノロウイルス等による感染性胃腸炎の予防について」
（疾病対策課ホームページ）等を参考に児童生徒の保健指導及び校内において患者の吐物
を処理するときの注意をしていただくようお願いします。

また、県では、埼玉県衛生研究所が県内の感染症の流行状況について、ホームページで
提供していますので、随時、最新情報を御確認の上、学校における感染性胃腸炎等の感染
症予防の参考としてください。

なお、感染性胃腸炎発生の際には「学校における感染症発生時の対応」（平成17年3
月 埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会）51頁を参考にするとともに、学校において
感染性胃腸炎による集団発生を防止するため、別紙「感染性胃腸炎発生時の対応チェッ
クリスト」を参考にしてくださるようお願いいたします。

記

- 1 埼玉県衛生研究所ホームページ（埼玉県感染症情報センター）アドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA30/eiken/surveillance.htm>
- 2 埼玉県疾病対策課ホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>
- 3 埼玉県食品安全課ホームページアドレス
http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BC00/eisei/kan_shoku/chudoku/noro.htm

担 当：県立学校部 保健体育課
健康教育担当 謝 村
電 話：048-830-6963
FAX：048-830-4971
Eメール：a0146278@pref.saitama.lg.jp

3Sチャレンジ（保健体育課からのメッセージ）
学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち

感染性胃腸炎発生時の対応チェックリスト

1 嘔吐物・下痢の処理

嘔吐はどこでするかわからないため、すぐに処理するには、校内の数か所に場所を決めて嘔吐物処理セットを用意しておくことを勧めます。また、同時に複数か所で処理をすることも考えられるので、一部の教職員だけでなく多くの教職員が処理方法を知っておく必要があります。なお、トイレの消毒の際も、このセットで対応できます。

嘔吐物処理セット（例）

使い捨てのマスク、使い捨てのビニール手袋、ペーパータオル又は雑巾、次亜塩素酸ナトリウム(200ppm)溶液（使用時調整）、ビニール袋

- 嘔吐物処理セットを用意しているか
- 多くの教職員が処理方法を知っているか

2 嘔吐物等処理の際の注意事項

嘔吐物の処理の際に、ウイルスが含まれた飛沫が発生することがあります。この飛沫を吸い込むと感染してしまいます。処理の際には、児童生徒をその場所から遠ざけてください。また、処理後の消毒が十分でないと、消毒されなかったウイルスが乾燥し容易に空中に漂い、これが口に入って感染します。

- 処理の際に、児童生徒を遠ざけたか
- 汚物が付着した場所より広めに消毒したか

3 集団発生を未然に防ぐために

学校のように児童生徒が集団生活を行っている施設において感染性胃腸炎が集団発生する原因は、大別して次の2つのケースが考えられます。

- ①最初の感染者（の嘔吐物や下痢の不始末）から感染する場合
- ②給食など食品を介して感染する場合

このため、発生した際には、保健所では感染症と食中毒の両方の可能性をもって調査を開始します。

この①のケースについて考えると、学校において集団発生する前に、ごく少数の最初の患者から多くの児童生徒が感染する機会があったと考えられます。このため、この時期に欠席した児童生徒の欠席理由が嘔吐、下痢であった場合、その児童生徒が学校で嘔吐、下痢をしていたかを確認し、必要に応じて消毒をする必要があります。なお、冬期の嘔吐物については、ウイルスがいるものと考えて処理してください。

嘔吐物の処理をしたこと、欠席者の欠席理由に嘔吐、下痢が増加していることなどは、その後の集団発生を予期させる事項ですから、管理職まで報告するとともに学校においては情報の共有をし、必要ならば集団感染の未然防止への対応（※）をする必要があります。

※○嘔吐物を処理した場所の再消毒、○複数の欠席者のそれまでの行動から共通の催事への参加があった場合、同様に催事に参加していて登校している他の児童生徒の健康観察を行うことなど

- 嘔吐物の処理をした時、管理職に報告し、教職員で情報の共有を図っているか
- 欠席者の欠席理由に嘔吐、下痢が増加してきた時、管理職に報告し、教職員で情報の共有を図っているか

4 二次感染を未然に防ぐために

感染した児童生徒（患者）と一番濃厚に接触するのは、患者の家族です。このため、家庭において患者から感染しないよう注意を促す必要があります。また患者の兄弟姉妹が別の学校に通っている場合には、教育委員会あるいは直接その学校に情報提供するなどして、二次感染による感染の拡大を未然に防いでください。

- 家庭あてに注意文書を出す準備はできているか
- 患者の兄弟姉妹のいる学校に情報提供したか



疾第1326-2号
平成20年10月31日

教育局保健体育課長
総務部学事課長 } 様

疾病対策課長
食品安全課長

ノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防について（通知）
感染性胃腸炎は、例年主に冬季に流行するウイルス性疾患です。今年も最近になって、県内の小学校で集団感染事例が複数報告されています。今後、教育施設や福祉施設を中心に集団感染が発生することも考えられます。

つきましては、感染性胃腸炎を疑う事例が発生した場合に備え、下記のホームページなどをご参照ください。貴課所管の施設への注意喚起等につきましてよろしく願いいたします。

記

埼玉県衛生研究所ホームページ（埼玉県感染症情報センター）アドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BA30/eiken/surveillance.htm>

埼玉県疾病対策課ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>

埼玉県食品安全課ホームページアドレス

http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BC00/eisei/kan_shoku/chudoku/noro.htm

担当 疾病対策課感染症対策担当

TEL 048-830-3557

FAX 048-830-4809

担当 食品安全課監視・食中毒担当

TEL 048-830-3611

FAX 048-830-4807

○ 感染性胃腸炎について

主な原因ウイルスは、成人にも嘔吐下痢症を起こすノロウイルス、乳幼児下痢症から多く検出されるロタウイルスの他、腸管アデノウイルス、サポウイルスなどが挙げられますが、その中で最近は特にノロウイルスが注目されています。ノロウイルス感染症の潜伏期間は通常1~2日で、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛が主な症状ですが、まれに発熱、頭痛、全身倦怠感を伴うことがあります。

感染原因としてはウイルスが付着した食材が十分に加熱されずに提供されたり、感染した調理従事者の手洗いが不十分だったために調理段階で食品を汚染したりすることがあります。また、患者の便や吐物には大量のウイルスが存在します。特にノロウイルスは感染性が強く、少量のウイルスでも感染しますので、感染者の嘔吐物などを処理する際には必ず手袋やマスクを使用し、二次感染を予防しましょう。

○ ノロウイルス感染症の予防対策

- 1 十分な加熱調理を行う。(中心温度85度以上で1分間)
- 2 消化器症状(下痢・嘔吐等)を訴えているものは、食品の調理加工に従事しないよう注意する。
- 3 手指の洗浄や調理器具の洗浄消毒を励行する。
- 4 吐物等の処理には必ず手袋、マスクを着用し、適切に行う(消毒は塩素系消毒薬を用いる)。

○ 嘔吐物等の処理方法

患者の便や嘔吐物は素手では処理せず、使い捨ての手袋・マスク・エプロンを着用し、ペーパータオルなどを用いて処理する。使用したペーパータオルなどは0.1%次亜塩素酸ナトリウム(作り方は下記参照)とともに、ビニール袋に入れて廃棄する。床も0.02%次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、同様に処理、廃棄する。

○ 台所用漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液の塩素濃度は、約5~6%です。消毒液を作る際に1.5Lのペットボトルを使用すると便利です。

- 0.02%液：ペットボトル1本分の水とキャップ1杯の次亜塩素酸ナトリウム液
- 0.1%液：ペットボトル1本分の水とキャップ5杯の次亜塩素酸ナトリウム液
- ※ ペットボトルキャップ1杯は約5mlです。

教保体第1180号
平成20年11月11日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

調理実習における食中毒の予防について（通知）

今般、県立高等学校において調理実習で調理した食品を食べて、発熱、下痢、嘔吐の症状を呈するカンピロバクターによる食中毒が発生しました。

発生原因は、調理実習で調理した鶏のささみを湯引きして紅葉和えした際の取扱いによるものと推測されています。

学校においては、日ごろから食品の取扱いについては細心の注意を払っていただいているところですが、あらためて下記に御留意くださるようお願いいたします。

記

- 1 カンピロバクターは、鶏や牛、豚などの家畜や、犬などのペット類の腸管内に分布しており、これらの動物のふんに汚染された肉や水を介して食中毒を引き起こします。また、カンピロバクターは市販の食肉からも高率に検出されています。食中毒の直接の原因としては、鶏のささみなど生肉の生食や、バーベキューの加熱不十分によることが多いです。

このため、鶏などの生肉については、十分加熱調理してから食べるよう御指導ください。

なお、児童生徒の指導に当たっては、食品安全課（食中毒情報）ホームページを参考にしてください。

- 2 その他の食中毒予防対策

- (1) 生肉を冷蔵庫で保存するときは、ビニール袋や容器に入れ、他の食品に接触、汚染しないように努めること。
- (2) カンピロバクターの消毒には、熱湯が有効なため、包丁・まな板は熱湯により消毒し、消毒後はよく乾燥させること。
- (3) 調理のとき、生肉を扱う包丁・まな板などの調理器具は、専用のもを使用し、その他の食品を汚染しないように使い分けること。また、加熱したものを誤って生肉を扱った包丁・まな板を用いて調理することのないよう注意すること。
- (4) 生肉を取り扱った後は、手指の洗浄・消毒を必ず行うこと。

食品安全課（食中毒情報）

http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BC00/eisei/kan_shoku/chudoku/chudoku.html

県立学校部保健体育課健康教育担当 謝 村 電話：048-830-6963 県立学校部高校教育指導課産業教育担当 永 田 電話：048-830-6769 市町村支援部義務教育指導課教育指導担当 染 谷 電話：048-830-6748
--

平成20年11月25日

各市町村教育委員会学校保健主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎のまん延防止について（通知）

平成20年11月4日付け教保体第1129号で、当職から学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防並びに発生時の対応について通知をし、その対応の徹底をお願いしているところです。

今般、平成20年度北部支部高等学校バレーボール秋期大会において、参加した複数の高校の高校生が感染性胃腸炎あるいはその疑いと診断されました。

発生の経緯については、11月20日付け報道発表資料「バレーボール大会におけるウイルス性胃腸炎の集団発生について」（別添写し）のとおりですが、その後、発症者の検便からノロウイルスが検出され、ノロウイルスによる集団感染と判明しました。

感染源は断定されていませんが、11月16日（日）に参加した高校生が、大会会場である体育館に通じる場所で嘔吐し、その嘔吐物の処理に当たってすぐに消毒が行われていませんでした。

学校においては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が流行する毎年10月頃から翌年4月頃までの嘔吐物は、検査の結果を待つのではなく、危機管理上一番最悪の場合を想定し、速やかに消毒等の対応をしていただくようお願いします。

なお、今回の事故のように土日や長期休業中の運動部活動や大会の際には、下記に御留意の上、ノロウイルス等による感染性胃腸炎のまん延防止に努められるよう重ねてお願いします。

記

- 1 運動部活動等の責任者（以下「責任者」という。）は、参加する児童生徒の健康観察に努め、体調の悪い児童生徒は参加させない（登校させない）などの対応をすること。
- 2 責任者は、児童生徒が嘔吐、下痢をした場合には、速やかに責任者に報告させるよう指導すること。
- 3 児童生徒が嘔吐、下痢をした場合、責任者は、会場となっている学校関係者に連絡し、消毒等適切な処理（※1）を行うこと。嘔吐、下痢の原因がノロウイルスであるか否かにかかわらず、最悪の場合を想定して次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒すること。

- 4 嘔吐物の処理の際に、ウイルスが含まれた飛沫が発生することがあり、この飛沫を吸い込むと感染するため、嘔吐物の処理の際には、児童生徒をその場所から遠ざけること。
また、処理後の消毒が十分でない、消毒されなかったウイルスが乾燥し容易に空中に漂い、これが口に入って感染するので注意すること。
- 5 感染性胃腸炎の集団感染等が判明した場合には、学校は速やかに児童生徒の保護者に対して家庭内感染を未然に防ぐ（※2）ための通知を出すこと。
- 6 平成20年11月4日付け教保体第1129号「学校におけるノロウイルス等による感染性胃腸炎及び食中毒の予防並びに発生時の対応について（通知）」を参考にすること。

※1 適切な処理

マスク・手袋をしっかりと着用し、200ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液を浸した雑巾・タオル・ペーパータオル等で吐物をしっかりと拭き取り、ビニール袋に入れ密封し廃棄すること。

その後、嘔吐物を拭き取った場所を中心に広めに200ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒すること。

嘔吐物で汚れた衣服は、そのまま洗濯機で洗うと洗濯槽内や他の衣服にノロウイルスが付着し、感染が広がる可能性があるため、一度水洗いし水洗トイレに流し、さらに塩素系漂白剤（200ppm以上）で消毒すること。水洗いした場所も消毒すること。

なお、学校において洗浄することにより感染拡大の可能性のある場合は、嘔吐物で汚れた衣服は、乾く前にビニール袋に入れて密封し保護者に渡すこと。（洗浄の方法については正しく伝えておくこと。）

※2 家庭内感染を未然に防ぐ

感染した者（主症状；吐き気、嘔吐、下痢、感染してから発症するまで平均1日から2日）は、医療機関で診察してもらうこと。

家族全員が、帰宅時、食事前には流水・石けんによる手洗いを行うこと。また、調理や配膳も同様に十分な手洗い行ってから行うこと。

嘔吐物で汚れた衣服の洗濯方法について情報提供すること。

担 当：県立学校部 保健体育課
健康教育担当 謝 村
電 話：048-830-6963
FAX：048-830-4971
Eメール：a0146278@pref.saitama.lg.jp

3Sチャレンジ（保健体育課からのメッセージ）
学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち

<報道発表資料>

平成20年11月20日

バレーボール大会におけるウイルス性胃腸炎の集団発生について

平成20年度北部支部高等学校バレーボール秋季大会(男子)に参加した複数の高校の高校生がウイルス性胃腸炎あるいはその疑いと医療機関において診断されました。本日欠席している生徒はいますが入院している生徒はなく、患者は快方に向かっています。

1 大会の名称

平成20年度北部支部高等学校バレーボール秋季大会

2 主催

埼玉県高等学校体育連盟北部支部 (支部長 篠原善廣 (熊谷女子高等学校校長))

3 大会の概要

(1)参加校 16校 (五十音順)

県立小川高等学校、県立桶川高等学校、県立熊谷高等学校、県立熊谷工業高等学校、県立熊谷西高等学校、県立進修館高等学校、県立秩父農工科学高等学校、県立深谷高等学校、県立深谷商業高等学校、県立深谷第一高等学校、県立本庄高等学校、県立松山高等学校、正智深谷高等学校、東京農業大学三高等学校、本庄第一高等学校、早稲田大学本庄高等学院

(2)開催地

県立深谷高等学校体育館 (深谷市宿根315) (校長; 川田昭夫)

(3)大会の概要

高等学校体育連盟北部支部に属する各高等学校の男女バレーボール部が、11月15日(土)及び16日(日)の2日間にわたり、バレーボールのトーナメント試合を開催し生徒の参加者総数は180名である。

4 発生の概要

(1)発生端緒の経緯及び現在の状況

平成20年11月18日、深谷市内の診療所から、深谷高校でバレーボールを見学していた児童が感染性胃腸炎の疑いで受診した。その後、本庄高校バレーボール部の生徒も受診し同様の症状だったので食中毒の可能性があると保健所に連絡があった。そのため、保健所が調査をしたところ、食中毒ではなく、ウイルス性胃腸炎の疑いとのことであった。県教育委員会では、保健医療部からの連絡を受け、20日までに感染者の把握を行った。

発症者は、生徒37名、顧問2名だった。

また、本日の欠席者は、生徒19名、顧問1名だった。

【20日の欠席者の内訳】

県立熊谷高等学校(4名)、県立進修館高等学校(2名)、県立深谷高等学校(3名)、県立深谷商業高等学校(1名)、県立深谷第一高等学校(2名)、県立松山高等学校(顧問1名)、正智深谷高等学校(7名)

(2)発生の原因

参加した高校に共通の飲食物はありませんが、保健所により調査中である。

5 教育委員会の今後の対策

ノロウイルスによる感染性胃腸炎の流行する時期になっていることから、県教育委員会

では県立学校及び埼玉県高等学校体育連盟に対して、今後同様のスポーツ大会等においては、生徒の体調管理については十分注意するとともに、ウイルス性胃腸炎のまん延を防止するための注意喚起を行う予定である。

お問い合わせ先

埼玉県 教育局県立学校部 保健体育課 健康教育担当 謝村
ダイヤルイン 048-830-6963 代表 048-824-2111 内線 6966
E-mail: a6960@pref.saitama.lg.jp